

令和5年9月11日

## 宇部市議会文教民生委員会会議録

宇部市議会



## 宇部市議会文教民生委員会会議録

**1 日 時** 令和5年9月11日（月）

午前9時58分から午後零時まで

**2 場 所** 第3委員会室

**3 事 件** (1) 議案第80号 工事請負契約締結の件(恩田スポーツパーク施設(野球場)整備工事)

(2) 議案第76号 宇部市楠総合センター条例中一部改正の件

(3) 議案第77号 宇部市保健センター条例中一部改正の件

(4) 報 告 令和4年度介護保険料特別徴収賦課誤りについて

(5) 報 告 宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について

(6) 報 告 宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について

(7) 報 告 宇部市立小中学校校則の見直しに関するガイドラインについて

(8) 報 告 みらいWalkers★UBEの開催について

(9) そ の 他

**4 出席委員 (9名)**

委員長 鴻池博之君 副委員長 浅田徹君

委員 芥川貴久爾君 委員 五十風仁美君

委員 岩村誠君 委員 志賀光法君

委員 真宅宣昭君 委員 猶克実君

委員 吉松剛君

**5 欠席委員 (0名)**

**6 その他の出席者 (0名)**

**7 説明のため出席した者**

(1) 議案第80号 工事請負契約締結の件(恩田スポーツパーク施設(野球場)整備工事)

観光スポーツ文化部

部長 富田尚彦君

次長 青山佳代君

次長 白井幸雄君

スポーツ振興課長 荒 武 則 弘 君

同 主 幹 岡 田 英 治 君

同 副 課 長 東 野 伸 行 君

(2) 議案第76号 宇部市楠総合センター条例中一部改正の件

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君

次 長 島 田 伸 弘 君

次 長 加 生 明 美 君

高齢者総合支援課長 清 水 好 恵 君

同 副 課 長 伊 藤 淳 君

(3) 議案第77号 宇部市保健センター条例中一部改正の件

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君

次 長 島 田 伸 弘 君

次 長 加 生 明 美 君

健康増進課長 伊 藤 志奈子 君

同 副 課 長 奈 須 智 孝 君

(4) 報 告 令和4年度介護保険料特別徴収賦課誤りについて

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君

次 長 島 田 伸 弘 君

次 長 加 生 明 美 君

高齢者総合支援課長 清 水 好 恵 君

同 副 課 長 伊 藤 淳 君

(5) 報 告 宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について

市民環境部

部 長 黒瀬 寛 文 君

次 長 村岡 和 弘 君

次 長 石川 綾 子 君

環境保全センター施設課長 正木 弘 君

同 副 課 長 植田 昌 吉 君

同 副 課 長 山 村 隆 君

(6) 報 告 宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について

市民環境部

部長 黒瀬 寛文 君  
次長 村岡 和弘 君  
次長 石川 綾子 君  
環境政策課長 神代 克徳 君  
同主幹 田辺 義和 君  
同副課長 西岡 茂 君

(7) 報告 宇部市立小中学校校則見直しに関するガイドラインについて

教育委員会

教育長 野口 政吾 君  
部長 床本 博 君  
次長 水津 正実 君  
教育支援課長 藤田 美佐子 君  
同課長同格 石崎 輝彦 君  
同副課長 井上 浩之 君

(8) 報告 みらいWalkers★UBEの開催について

教育委員会

教育長 野口 政吾 君  
部長 床本 博 君  
次長 水津 正実 君  
学校教育課長 佐々木 英樹 君  
同副課長 長嶺 茂雄 君

**8 事務局職員出席者**

書記 矢田 亜矢子 君

**9 傍聴者**

宇部日報ほか1名

---

———— 午前9時58分開会 ——

委員長（鴻池 博之 君） それでは、ちょっと早いのですが、皆さんお集りなので進めさせていただきます。皆さん、おはようございます。

ただいまから、委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてですが、現在1人の申込みがありますので、これを許可することといたします。なお、これより傍聴の申込みがあった場合は、委員会傍聴規則第5条第1項の規定により、5人まで許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても傍聴者は、委員会室への入退室ができることになっておりますので、念のため申し添えます。

---

委員長（鴻池 博之 君） それでは、まず、議案第80号工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（野球場）整備工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。それでは議案集35ページをお開きください。

議案第80号工事請負契約締結の件についてです。

これは、恩田スポーツパーク施設（野球場）整備工事請負契約を締結することについて、市議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、課長が説明しますので、よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは御説明を差し上げます。議案集の35ページになります。

本件につきましては、恩田スポーツパーク整備事業における施設整備工事のうち、野球場の人工芝舗装、スコアボード改修、ラバーラッシャン改修に関わる工事費となり、請負金額は3億3,800万円とし、令和5年8月17日に仮契約を締結しております。契約の相手方は、恩田スポーツパーク整備・管理運営業務の受託事業者である美津濃グループの代表企業である美津濃株式会社代表取締役水野明人です。契約方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約です。

議決後着手し、完成期日は令和6年3月25日までとしております。

資料1を御覧ください。野球場の平面図になります。人工芝敷設面積は約1万3,000平米、全面人工芝となります。

資料2を御覧ください。スコアボードの立面図になります。現在、磁気式反転方式のスコアボードをLEDスコアボードに改修するものです。改修面積は46平米です。

資料3を御覧ください。野球場ラバーラッシャン約900平米を全面改修するものです。

最後に、今後のスケジュールですが、令和5年度は多目的グラウンドに着手し、令和6年度5月供用開始を目指し工事を行うものとします。にぎわい交流施設、屋根付きグラウンドの設計を令和5年中に行い、令和6年4月から工事着手を予定しております。

令和6年度は、俵田翁記念体育館のアリーナ拡張、陸上競技場のメインスタンドや陸上競技場外周の改修を行います。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

委 員（志賀 光法 君） すみません、何点かお聞かせください。工事内容、人工芝の張替え、スコアボードのLED化、ラバークッションの全面張替えということで、これまとめての3億円ほどですよね、それぞれの提案の費用についての詳細を教えてください。

執行部 まず人工芝舗装です。約1億8,970万円。スコアボード、1億263万円。ラバークッション約4,570万円です。

委 員（志賀 光法 君） ありがとうございます。人工芝これ単純に平米計算すれば分かるので、平米幾らかというのと、芝の種類ですね、人工芝の種類、どういう種類なのか。すみません、いろいろな種類があるのでしょうけれども、野球に適正しているとか、そういうことがあれば、併せて御紹介いただければと思います。

執行部 人工芝の種類ですが、現在、宇部市では、テニスコート、サッカー場とも人工芝を張っております。

今回、野球場に行う人工芝の舗装については、今委員さんのはうからお話がありましたように、野球、ベースボールターフということで、野球場については、野球に特化した、クッション材としてチップが入っているのですが、それが飛び跳ねないように、毛先の丸まつたものというふうに、事業者のほうから今説明を受けています。これによってチップ自体が飛散しないということでプレイヤーに優しい、もしくは不陸が出ない、出にくいというような特徴があるというふうに聞いています。当然ですが、現在利用されている利用者は鉄のスパイクであったり、ゴムのスパイクを使われていますが、従来と変わりなく、新たに靴を買い直す必要もなく、従来とおり使えるような性質を持ったものを施工する予定です。

委 員（志賀 光法 君） 平米数はこちらで計算します。平米単価ですね。

現在もいろいろな多目的使用がされていると思います。例えば、ニュースポーツフェスティバルであるとか、多目的利用も今後させていくのか、利用をできなくなるのか、そのあたりを、高いものでどうから、ちょっと確認したいと思います。

執行部 一応、ベースボールターフということで、ベースボールに適したというふうにはお話をさせていただいたのですが、従来どおり多目的な利用というのは想定しております。

ただ、専用野球場ということなので優先順位としては、野球の試合等を優先していきたいと思うのですが、いろいろなイベントで利用するという部分については、今までの天然芝と違って、養生が要らないのと、芝の損耗自体というのが出ないので稼動日数も上げられるということで、多目的な利用というのは十分検討し、利用していきたい、利用率を上げていきたいというふうに思っています。

委 員（志賀 光法 君） それと一番大事なことというのは、メンテナンスですよね。これ

まで天然芝かなりメンテナンスにお金もかかっていたし、なるべく一般の使用をしてほしくないというようなことを実は聞いたことがあるのですけれども、変えることによって、メンテナンス——どのぐらいの費用が減るのか。まず、費用がかかるのかどうか、費用面はどうなのか天然芝と比較して。

**執行部** 現在、野球場のグラウンドの整備費が年間約1, 800万円かかっております。

人工芝にした場合、全くゼロになる——土部分もありますし、当然メンテナンスをすることで、利用しやすい環境というのがあります。大体約500万円に圧縮されるということを今施工者のほうからも聞いております。だから、年間で約1, 300万円の経費圧縮ということを今積算しております。

損耗する部分については、基本的には人工芝の場合は、競技の種類によって割と偏って損耗するのですが、損耗した部分についてもその部分だけエリアを区切って張り替える。他のサッカーフィールド、テニスコートなどはどちらかというと全面をボールがバウンドするということで不陸という部分においては敏感なのですが、サッカーフィールドや野球場については割とボールも——一番損耗する部分は選手がいる部分というふうに言われているのですが、そういう部分も限られてパツごとに張替えが可能ということで、大体10年以上、15年程度の耐用年数というふうに考え、一部損耗の激しい部分は部分改修という形で、対応していきたいというふうに思っています。

**委 員（志賀 光法 君）** ちょっと聞き漏らしたかもしれませんけれども今後のスケジュールなのですけれども、多目的は令和5年の6月ぐらい、令和5年から令和6年の5月ですね。

それと俵田が今言われたとおり、野球場はどういうふうな工事の進捗、進められるのか。

**執行部** 今回議決をいただいた後、着手に入り、令和6年3月25日を工期として工事に入り、4月以降利用が可能というふうにしていきたいと思っています。

**委 員（吉松 剛 君）** 今、人工芝の損耗部分については部分的な補修と言われましたけれども、全面的な、もう耐用年数といいますか、全面補修はないと。部分的に補修していくということですね。

**執行部** ちょっと先ほども言ったのですが、人工芝の耐用年数が10年から15年というふうに言われています。基本的には10年から15年以上をもつ可能性はあります。ただ、選手がいる部分、一番利用されている部分についてというのは早く損耗が進むので、その間を目途に張替えが必要になるのではないかというふうに思っています。

全面改修についてはやはり屋外ですので、紫外線が当たる等でやはり表面が劣化してくるということが考えられますので、15年を目途にやはり全面張替えということも、状況を見ては検討していかないといけないかなというふうに思っております。

**委 員（吉松 剛 君）** そうしたら15年ぐらいまでに、また1億7, 000万円ぐらい

かかるというような予定ですかね。

**執行部**　　張替えの場合は、今回は土のグラウンドから人工芝に張替えるので、一旦土を撤去し、人工芝を撤去し、その下にアスファルト舗装します。その上に、人工芝を張りますので、工事費としては、張替えの部分、張替え 15 年後の張替においては、1 億 7, 000 万円にはならず、表面の張替えだけですので、もう少し圧縮できるというふうに思っております。

**委員長（鴻池 博之 君）**　　ほかにないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（鴻池 博之 君）**　　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 80 号工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（野球場）整備工事）について、賛成の方の挙手を求めてます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（鴻池 博之 君）**　　全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

観光スポーツ文化部の皆さん、大変御苦労さまでした。

---

**委員長（鴻池 博之 君）**　　次に、議案第 76 号宇都市楠総合センター条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部**　　それでは、議案第 76 号宇都市楠総合センター条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、宇都市楠総合センターの管理手法の変更及び宇都市総合支所の移転に伴い、所要の整備を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させてますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**執行部**　　それでは、宇都市楠総合センター条例中一部改正の件について、資料に沿って御説明をいたします。

資料の 1 ページを御覧ください。

初めに、概要について御説明いたします。

楠総合センターについては、福祉総合相談窓口、楠地区社会福祉協議会や子育てサークルなど

の福祉機能と文化施設のルネッサンスホールを残し、北部総合支所機能移転に向け、改修工事を行いました。

現在、庁内ネットワークの整備や防災機器等の移設業務等を行っており、10月末ごろには全ての業務が完了し、11月には総合支所の移転を終え、楠総合センターの供用開始をする予定となっています。

今回の機能移転により、行政機能と貸館機能を有する施設となることから、管理手法の変更及び所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

施設の概要としましては、資料2ページに地図を掲載しておりますが、北部総合支所から国道2号に向かったところに位置し、鉄筋コンクリート造り地上2階建ての建物で、平成3年に開設いたしました。

次に、改正の内容について御説明いたします。

資料の1ページ中段を御覧ください。

改正点は4点です。

1点目は、指定管理者による管理の廃止です。

今回の機能移転等により、行政機能を有する施設となることから、指定管理者による管理から市の管理とするよう、指定管理者に係る規定を廃止または改正いたします。

2点目は開館日の変更です。

閉館日を祝日・年末年始と毎火曜日としていましたが、年末年始と第3火曜日と改正いたします。

3点目は、貸館部分の名称及び料金の改正です。

4か所ある貸室のうち、改修工事により栄養実習室がなくなり、代わりに調理室が設置されることに伴い、名称を変更するとともに栄養実習室と調理室の面積割合に応じて料金を改正いたします。

資料の4ページを御覧ください。

4点目は、その他として、貸室の規定及び条ずれ等の整備をいたします。

最後に、条例の施行日についてですが、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において、市規則で定める日から施行します。

その理由といたしましては、総合支所の移転に合わせて、改正後の条例を適用するため、移転日は11月6日を予定していますが、変更となる可能性があるため、公布の日から2か月以内としています。

以上で、条例改正に関する説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委 員 (芥川 貴久爾 君) すみません。ちょっと今も第3火曜日は閉館になっているのですか。

執行部 はい、現在がもう既に第3火曜日を閉館にしております。それが旧楠町と合併した際に、実際には毎週火曜日から第3火曜日に、事実としては変更しておりましたが、条例の改正のほうの整備ができていませんでしたので、このたびの条例改正に伴い、整備をいたしました。

委 員 (芥川 貴久爾 君) ちょっと、よく分からぬのですが、北部の総合支所というのがなくなるのですか。総合支所はなくならないのですが。

執行部 北部総合支所、ここは行政のほうの業務を行うところですので、通常どおり月曜日から金曜日まで開庁ということで、この1つの建物の中に、行政機能と貸館機能がありますので、今回のこちらの条例改正については、貸館機能の部分において関係する内容となっております。

委 員 (芥川 貴久爾 君) ふれあいセンターと考えればいいのでしょうか。普通のところのふれあいセンターと考えればいいのですかね、そのような感じ。いや、結局はすみませんね、ちょっと理解が悪くて。総合支所は今からも当然行政機能が残ると。旧宇部市でいうと、例えば西岐波みたいなところがありますよね。ふれあいセンターがありますよね、そういうことですかね。

執行部 そうですね。建物の形としてはそういう形になります。1つの建物の中に行政機能と市民等が使える貸館機能の部分が存在しているということで、同じような形にはなります。

委 員 (芥川 貴久爾 君) すみません。行政機能でも第3火曜日はなくなるということですか。

執行部 こちらの条例は、貸館部分に関するものということですので、この条例が波及するのは、行政機能のほうには影響しない内容になります。

委 員 (芥川 貴久爾 君) すみません。行政機能のほうは一応は開いていると。行政機能のほうはできるけれども、貸館業務は第3火曜日はしないよと——分かりました。ありがとうございます。

委 員 (岩村 誠 君) 栄養実習室と調理室——栄養実習室がなくなって、代わりに調理室となっていますけれども、ちょっとなかなか文字だけを見ても、どんなものからどんなものになつたかっていうのが具体的に分からぬので、説明していただければと思います。

あわせて、使用料のほうも午前中だったら、1,000円から300円に変わっていきますけれども、この辺の、何でそういうふうになったのかという根拠、考え方を教えていただければ思います。

執行部 栄養実習室ですが、これまでの楠のほうの行事等の際にそちらを使われて弁当等を作られていたと聞いております。

実際に、調理する場としては今回も残しているのですが、面積のほうが60平方メートルから

18. 29平方メートルに変わっておりますので、使用料につきましてはその面積割合に応じて算出をしております。

使用目的としては、調理室ということですので、調理をする場としては大きな差はないかと思っております。

**委員（岩村 誠君）** ちょっと確認でイメージとしては、調理の場だけは残して、その他が今回なくなったということと、後、狭くした分によって、残った部分というのは、ほかに何か使われたりするのでしょうか。

**執行部** 現在、改修後は、調理室は1階に位置するようになるのですけれども、その隣には地籍調査課等の行政施設が入る予定となっていますので、狭くなった部分には行政のほうが使うようになると考えていただいていいかと思います。

**委員長（鴻池 博之君）** いいですか。ほかにありますでしょうか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（鴻池 博之君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第76号宇部市楠総合センター条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（鴻池 博之君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（鴻池 博之君）** 次に、ちょっと入れ替えがあるようです——いいですか。

では、次に議案第77号宇部市保健センター条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第77号宇部市保健センター条例中一部改正の件について御説明をいたします。

このたびの改正は、宇部市楠保健センターの機能を宇部市保健センターに統合し、宇部市楠保健センターを廃止するもので、詳細につきましては、担当課長から説明させます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

**執行部** それでは、議案第77号宇部市保健センター条例中一部改正の件について、資料に沿って御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

まず1、概要について御説明します。

現在、市民の健康の保持増進を図るため、市内2か所に保健センターを設置していますが、地域保健サービスの実施体制の見直しに伴い、宇部市楠保健センターの機能を宇部市保健センターに統合し、宇部市楠保健センターを廃止するものです。

次に、2、宇部市楠保健センターの経緯について御説明します。

宇部市と楠町が合併した平成16年11月1日から令和5年度までの宇部市楠保健センターの業務体制と専門職の配置について、経年的に示しています。

合併時に、旧楠町民の利便性等を考慮して、楠保健センターの機能を残すこととし、保健師を3名配置しました。

平成20年度から、来所や電話による相談業務を2名体制で常駐する保健師や看護師が実施し、その他、健康教室や家庭訪問などの保健事業は、それまで楠保健センターを拠点として実施していましたが、宇部市保健センターから出向いて実施する体制に変更しました。

平成25年度からは、来所や電話による相談者数の減少に伴い、専門職の常駐を廃止し、毎週水曜日の午前中のみ、専門職が駐在し、来所相談等に対応しました。

平成26年度に地域・保健福祉支援チームが廃止され、各地区を専任で担当する地区担当制となり、北部地域の保健活動は北部総合支所に常駐する専門職が実施しています。

次に、3、地域保健サービス実施体制の見直しについて御説明します。

平成26年度以降の体制の見直し状況を上から時系列で記載しています。

平成26年度から段階的に専門職の地区担当制を導入し、併せて保健センターの中核的機能である地域保健サービスの企画立案を宇部市保健センターで全て担うこととしました。

平成28年度に北部総合支所や市民センターなどに24地区全ての地区担当の専門職を分散配置し、これに伴い、ふれあいセンターを拠点に住民に身近な場所で健康づくりの取組を実施しています。

楠保健センターについては、これまで保健事業の実施施設として活用してきました。

このたび、北部総合支所が楠総合センターへ支所機能を移転することに伴い、公共施設マネジメントの観点から楠保健センターの廃止をすることとしました。

次に、4、宇部市保健センターの拠点体制及び機能について御説明します。

地域保健法第18条に基づき、市内全域の健康づくりの拠点として設置しており、市民の健康の保持及び増進を図るため、以下にありますとおり健康診査や保健指導、健康教育等の事業を企画立案し、地区担当へ情報提供を行い、地区ごとの健康づくり活動に生かしています。

感染症や災害対策の実施に必要な物資や資材の備蓄の機能も持っています。

次に、5、施行日について御説明します。

公布の日から起算して二月を超えない範囲内において、市規則で定める日から施行します。

理由としては、総合支所の移転に合わせて改正後の条例を適用するため、移転日は11月6日の予定ですが、変更となる可能性があるため、公布の日から2か月以内としています。

これらのことから、宇部市保健センター条例の一部改正を行うものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**委員長（鴻池 博之 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**委 員（五十嵐 仁美 君）** 楠保健センターを廃止することによって、災害時や新型コロナ感染拡大の防止とかもあったのですけれども、その支障は出ないということですか。

**執行部** 災害時等の対応についてなのですが、拠点としては、宇部市保健センターに災害時の備蓄等の機能は持っておりますが、例えば、専門職が避難所に避難された方の健康管理等を行う際に持ち出す資材等については、市内の保健師が分散配置されてます支所のほうにも配置をしておりますので、特に支障はないかと思います。

**委員長（鴻池 博之 君）** ほかにありませんか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（鴻池 博之 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第77号宇部市保健センター条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（鴻池 博之 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

(4) 令和4年度介護保険料特別徴収賦課誤りについて、執行部から報告があった。

---

(5) 宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

---

(6) 宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について、執行部から報告があった。

---

(7) 宇部市立小中学校校則見直しに関するガイドラインについて、執行部から報告があった。

---

(8) みらいWalkers★UBEの開催について、執行部から情報提供があった。

---

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、委員会を閉会いたします。

―― 午後零時閉会 ――

---

令和5年9月11日

文教民生委員会委員長 鴻 池 博 之